

公文書一部公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

北見地区消防組合管理者 印

年 月 日付けで請求のありました公文書の公開につきまして、次のとおりその一部を公開することに決定しましたので、北見地区消防組合情報公開条例第7条第2項の規定により通知します。

公文書の 名称又は内容	
公開方法の区分	
公開の日時	
公開の場所	
公開しない 部分の内容及び その理由	北見地区消防組合情報公開条例第9条第1項第 号に該当 (理由)
※公開することが できる時期	年 月 日以降であれば、公開しない部分について、公開することができますので、公開を希望する場合は、同日以降に改めて請求してください。
問い合わせ先 (主管 課)	課 担当 電話 () 内線

(注)

- 1 お越しの際は、この通知書を必ずご持参ください。
- 2 当日ご都合が悪い場合、また、不明な点がある場合には、あらかじめ主管課にご連絡ください。
- 3 ※印欄は、当該公文書の非公開部分の公開が可能となる時期があらかじめ明示できる場合に記入してあります。

(審査請求等)

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北見地区消防組合管理者に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）から6か月以内に、北見地区消防組合（訴訟において北見地区消防組合を代表する者は北見地区消防組合管理者となります。）を被告として、釧路地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。